香川県ウォーキング協会会則

第１章　総　　則

第1条 名　　称

本会は、香川県ウォーキング協会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 目　　的

本会は、社団法人日本ウォーキング協会（以下「JWA」という。）に加盟し、香川県内（以下「県内」という。）に於けるウォーキング活動を普及・推進するとともに、県民の健全な心身の涵養と明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 所 在 地

本会の事務局は、香川県高松市屋島中町336番地26 に置く。

第4条 構　　成

本会は、ウォーキング活動を実践する地域団体、グループ等の団体会員（以下「団体会員」という。）で構成する。

また、本会は、これら団体会員の香川県代表として、JWA団体正会員の任を負う。

第5条 事　　業

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）県内に於けるウォーキング活動の普及・推進と団体会員の育成

（2）団体会員が行う事業の調整・支援と団体会員間の交流・親睦の促進

（3）JWA主催事業に対する協力と団体会員への連絡・指導

（4）その他目的達成に必要な事業

第２章　団 体 会 員

第6条 会員資格

団体会員は、県内に事務所を設置し、固定会員を有し、継続して恒常的にウォーキング活動を実践する地域団体、グループ等とする

第7条 入会手続

本会に入会しようとする団体、グループ等は組織、活動実績等を明記した入会申込書を本会事務局に提出するものとする。

第8条　団体会員の特典

団体会員には、団体正会員証等が発行され、JWA指導者の派遣による研修会、講習会等を開催することが出来るなど、全国の各種ウォーキング行事に参加することが出来る。

2　団体会員は、本会を通じて所属個人会員をJWA維持会員に登録することができ、その所属個人会員はJWAが発行する「ウォーキング　ライフ」の郵送を受ける。

3　所属個人会員は、JWAの年間完歩表彰、歩行記録認定の対象となる等の特典が与えられる。

4　その他、団体会員はJWA，本会等から必要なウォーキング情報が与えられる。

第３章　役　員　等

第9条　役員の種別及び定数

協会に次の役員を置く。

(1)理　事　　20名以内

（うち、会長 1名 、副会長 3名以内 、常務理事 15名以内 ）

(2)監　事　　2名以内

第10条　役員の選任等

役員は、団体会員の中から推薦し、理事会で決定する。

2　理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

第11条　役員の職務

会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは会長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。

3　常務理事は、協会の常務を処理する。

4　理事は、理事会を組織して、この会則に定める職務を行う。

5　監事は、会計を監査し、理事会に報告する。

第12条　役員の任期

役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の役員残任任期とする。

3　役員は、その任期終了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第13条　役員の報酬

役員は、無報酬とする。

第14条　名誉会長及び顧問等

協会に最高顧問、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

2　最高顧問、名誉会長、顧問、相談役について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第４章　会　　議

第15条　会議の種別

協会の会議は理事会、常任理事会の2種とする。

第16条　理事会の構成

理事会は、理事及び監事をもって構成する。

第17条　理事会の権能

理事会は、予算、決算、事業計画、役員の選任等を評議し、決定する。

第18条　理事会の招集

理事会は、必要に応じ、会長が招集する。

第19条　理事会の議長

理事会の議長は、会長とする。

第20条　常任理事会の構成

常任理事会は、会長、副会長、常務理事をもって構成する。

第21条　常任理事会の権能

常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

第22条　常任理事会の招集

常任理事会は、随時、会長が招集する。

第23条　常任理事会の議長

常任理事会の議長は、会長とする。

第５章　事　務　局

第24条　事 務 局

協会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2　事務局長及び職員は会長が任免する。

第 6 章　会　　計

第25条　会　　計

本会の運営に必要な経費は、年会費、事業収入、寄付金、補助金その他の収入によって支弁する。

第26条　年 会 費

年会費の額は、別に定める。

第27条　会計年度

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条　監　　査

事務局長は、監事による会計の監査を受けなければならない。

第 7 章　雑　　則

第29条　施行細則

この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

第30条　会則の改正

この会則の改正は、理事の3分の2以上（委任を含む。）が出席し、出席者の過半数の賛成をもって、改正することができる。

付　　則

1. この会則の変更は、平成12年5月13日から施行する。

付　　則

1. この会則の変更は、令和5年6月10日から施行する。

2. 会則変更後の役員等は、別紙のとおりとする。